

か如し。

站戸は普通民戸と殊なることなく、各自その生業を営み何等驛務と直接の関係あるものにあらず、従かつてその管轄も普通行政官吏の下にありしこと既述の如し、只た站戸に充てられしものは、該驛站所要の物資の供給に任ずるものにして、或は一定の馬匹を納め、また之を養なふ等の義務あるものとす、世祖の至元年中（年次不明）の制を見るに『四戸養馬一匹』（兵部典章）と云ひ、至元五年八月の詔に『站戸貧富不等、毎戸限四頃、除免稅石、以供鋪馬祇應、已上地畝全納地稅』（元史兵志）又た十九年四月に『南方驗田量、及七十石者、准當站馬一疋』（同上）又た二十五年二月に『南方站戸、以糧七十石出馬一疋爲則』（同上）と定めたり、之れやかて站戸の租稅にして（此外種々の科差ありき）もとより時と處とによりて區別變遷ありと雖、要するに驛馬の供給と飼育とは、其負擔に歸すへかりしなり、然も注意すへきは此等の站戸は只かくて馬匹を納め、またその飼養に従事するのみならず之か倒死する如きことある時は、更に自から購求して之を償はさる可からさりしなり、されは此點に於ける站戸の苦痛は決して少々にあらさりき、則ち『若有倒死、又索補買、一歲之間所費甚重』といひて站赤の常に站戸の苦惱を察し苟くも亡狀ある可からさるを宣しぬ（兵部典章）此の如くにして民の馬匹を補買するや往々一時の苦痛を逃れんとして價の廉なるものを求め、爲に直ちに倒死するか如きことあるを以て、之か爲に『今後站戸如遇買馬、仰本管先行相視過、然後立契成交、須要根買年小肥壯無病耐騎坐者、無得聽從站戸、止圖價少、濫買年老有病瘦弱馬匹、目下雖省些小馬價、不久倒乏』（兵部典章至元年中）と宣するに至れり。

驛站所屬の馬匹の飼養は一に上述站戸の務めに屬するか如しと雖、更にまた諸站附屬の牧馬草地なるものありて